

LC Aを考える① 28年度からの新制度 省エネ適合の「次のステップ」

建築物の脱炭素化に向け、2028年度から「建築物LC A制度」が始まろうとしている。建築物の計画から解体までに排出されるCO₂を算定・評価する仕組みだ。国土交通省の宿本尚吾住宅局長は、25年4月に全ての新築建築物が対象となった省エネ基準の適合義務化に続く、「次のステップ」だと表現している。

LC Aとは「Life Cycle Assessment」の略称で、材料調達から施工、供用中、最終的な解体に至るまでの、いわゆるライフサイクルカーボン(LCCO₂)を評価する手法だ。

国交省は現在、全ての新築建築物に対して、断熱性能等級や1次エネルギー消費量等級で定める、省エネ性能への適合を求めている。こうした省エネ化の推進は、建築物の使用段階で発生する一部のCO₂削減につながっている。ただ、現在は、建築物の資材製造や施工、維持保全、解体・撤去といった段階で発生するCO₂に対しては、規制がない。政府が目指す50年のカーボンニュートラルに向けては、こうした段階での脱炭素化が強く求められている。

日本のCO₂総排出量のうち、今は規制のない施工段階などで発生するCO₂は約1割に相当する。LC Aを実施することで、まずLCCO₂の算定評価を実施し、将来的に建築物のライフサイクル全体で発生するCO₂を削減するのが、今回の制度の趣旨だ。

28年度からLC Aを実施する対象として、国交省は「延べ床面積5000平方メートル以上の大規模事務所の新築・増改築」を想定している。LC Aを実施した建築主には、その結果を国交省へと届け出てもらおう。当面は、幅広い建材や設備の使用が見込まれる大規模な事務所を対象とし、他の用途・規模にLC Aを拡大するためのデータを蓄積する。

延べ2000平方メートル以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合には、設計者から建築主に対し、LC Aを実施する意義やLCCO₂を減らすための工夫などを説明することも義務付ける。

国交省は28年度の制度開始後5年以内をめどに、LC Aの対象用途や規模を拡充する。30~40年代にかけて順次、LC Aの対象を拡大するなど、建築物に対する省エネ基準適合義務と同様、段階的に規制を強化する考えだ。

一方、LC Aの実施には、適切にLCCO₂を算定できていることが前提条件となる。適切な算定には、建材や設備の製造段階で排出されるCO₂の原単位整備や人材確保が必要だ。すでに、全国生コンクリート工業組合連合会と全国生コンクリート協同組合連合会では、セメントの製造から工場や施工現場への輸送までに排出されるCO₂の算定ルールを定めるなど、原単位整備に向けて動き始めている。

28年度の制度開始までの2年間で、LC Aを確実に実施できる体制を整える必要がある。(2026.2.6(金)建通新聞)

労務費確保宣言に経審加点 CCUS活用の後押しも 国交省が周知要請

国土交通省は2月6日付で、経営事項審査の審査項目見直しを建設業団体に伝える文書を出し、会員企業に周知を求めた。昨年末に始まった「技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言企業に対する加点措置を新設する。技能者の労務費確保に加え、建設キャリアアップシステム(CCUS)活用の宣言を求めており、CCUSによる就業履歴蓄積の後押しにもなりそうだ。7月1日以降の審査に適用する。

自主宣言を行った企業に対し、経審のうち「社会性等」(W点)の審査項目で5点を加点する。企業は、労務費を内訳明示した見積書の作成や下請けが提出した見積書の尊重、CCUSを利用する技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備、宣言企業との優先取り引きなどを宣言する必要がある。

宣言は元請けか下請け、発注者の立場を選んで行うが、経審で加点されるのはこのうち元請けと下請けのみ。審査基準日が宣言日以降となっている場合に加点する。

昨年末に受付を開始して以降、これまでに認められた宣言企業は622社(2月6日時点)。このうち元請けは496社、下請けは124社となっている。

申請に際しては、自主宣言制度のホームページからダウンロードできる宣言書と、宣言した内容を取り組み開始日以降に行う誓約書の提出を求める。取り組み開始日が審査基準日以降であっても加点される。

これまでも経審では、審査基準日前の1年以内に受注した工事でCCUSによる就業履歴蓄積の環境を整えた場合、実施状況に応じて最大15点の加点措置を設けている。実際に加点措置を受けている企業は25年12月時点で2185社。自主宣言制度の新設に伴って点数配分を見直し、加点の上限は10点となる。従来通りの加点を希望する場合、審査項目が見直される7月1日以前に経審の申請を行う必要がある。

加点措置の見直しではこの他、「建設機械の保有状況」で加点対象となる建機として、アスファルトフィニッシャーと不整地運搬車を追加する。能登半島地震の応急復旧工事での活用状況を踏まえた。申請に際しては、売買契約書の写しかりース契約書の写しと、特定自主検査記録表、自動車検査証の写しの提出を求める。

一方、社会保険未加入企業に対する減点措置は削除する。社保加入が建設業許可・更新の要件となってから5年がたち、加入の確認が一巡したことを受けた対応となる。(2026.2.9(月)建通新聞)

技術者の職務実態を調査 専任配置の見直しも視野

国土交通省は、人口減少や働き方の変化といった社会情勢に対応し、将来にわたって適正な施工を担保するため、技術者制度の在り方を検討する。まずは、建設業団体を通じて技術者が現場で果たしている役割を調査。より合理的・効率的で、働く人や企業にとって納得感のある専任配置の在り方を考える。

特に地方で深刻な若手の担い手不足や不況期に採用を絞られた中堅層の空洞化、高齢層への依存といった課題に対応し、技術者人材の確保や技術水準の維持向上を可能とする仕組みを考える。

このため、まずは監理・主任技術者が現場で果たしている役割を洗い出す。建設業法では、技術者の役割を▽施工計画の作成▽工程管理▽品質管理▽技術上の指導監督一としている。実際には、これに加えて労働安全衛生法に基づく安全対策や周辺への環境対策、修正設計などにも関与。現場代理人を兼務するとさらに広範な権限・責任を担っており、技術者の長時間労働の要因になっているとされる。

調査では、こうした法律に規定のない技術者の職務についても実態を調べる。また、金額要件により一律で求めている技術者の専任配置についても、業種区分ごとの特性を把握する調査も行う。

全国土木施工管理技士会連合会と傘下団体の加盟企業の100社程度を対象にアンケート調査を実施。土木施工管理技士が技術者として配置される17業種の実態を把握する。さらに、ゼネコン・地域建設業や専門工事業、設備工事業、住宅建設などの主要団体とその加盟企業に対するサンプル調査も想定。業種区分ごとに、技術者の施工管理への関与の程度を調べる。

監理技術者等制度運用マニュアルで原則として「1名が望ましい」と記載されている技術者配置について、複数人による「チーム制」での施工管理の可能性も探る。公共発注者や建設業団体にニーズとして期待される効果、課題についてアンケート調査を行う。適正な施工確保を前提に、効果的なチーム制の在り方を考える。実現すれば、技術者個人に集中しがちな負担の軽減にもつながりそうだ。

さらに、近年整備された専任配置の特例などの制度見直しについて、受発注者へのアンケートを通じて実施状況を把握する。対象はICTを活用した技術者の2現場兼任と営業所技術者の現場専任特例。1級第1次検定について、学歴・経験を問わず19歳以上であれば受験できるとした資格見直しについても聞く。

一連の調査は、技術者の価値に対する社会的な認識の向上、再評価につながるような制度の検討に生かす。(2026.2.16(月)建通新聞)

外国人材の特別教育拡充 10科目・8言語に順次対応

建設技能人材機構(JAC)は、外国人材を対象としたオンライン特別教育を2026年度から拡充する。4月からは粉じん作業と振動工具取扱、木造建築物解体工事の3科目を追加する。現在は一部の科目のみで対応しているタガログ語、マンマー語、タイ語での特別教育も順次導入し、合計10科目・8言語での提供体制を整える。

4～6月分の科目として、従来の7科目に加えて「粉じん作業特別教育」「チェーンソー以外の振動工具取扱安全衛生教育」「木造建築物解体工事の指揮者等安全教育」を追加し、受け付けを開始する。これらの科目については、まずは従来から対応していた5カ国語(ベトナム語、インドネシア語、英語、中国語、カンボジア語)での特別教育を提供する。

粉じん作業特別教育は、粉じんやヒュームが発生する作業が対象で、受講時間は学科のみ4時間30分となっている。

振動工具取扱安全衛生教育では、ハンドブレイカーなどの使用に伴う振動障害を防ぐための教育を提供する。受講は学科のみ4時間。

木造建築物解体工事の安全教育では、作業方法や作業計画の他、墜落・倒壊などの労災防止の教育を提供する。受講は学科のみ6時間となっている。

この他、これまでも提供していた7科目について、26年度中にタガログ語（フィリピン）、タイ語、ミャンマー語での特別教育の提供を追加する。既にフルハーネス型安全帯使用作業特別教育など一部では提供しているが、4～6月分では足場組立や研削砥石、丸のこ取扱などにも拡充。その後も対応可能な科目から順次、提供する言語を拡大する。

3言語の追加により、特定技能外国人の98%まではカバーできる見通しとなっている。

労働安全衛生法では、特定の危険・有害作業を行わせる際に、事業者が労働者に特別教育を受講させるよう規定している。JACは外国人材がスムーズに受講内容を理解できるよう、オンラインで母国語での特別教育を24年度から提供。特定技能外国人の受け入れ負担金を払っている企業は無料で利用できる。将来、特定技能への移行を考えている技能実習生の受講も認めている。

これまでにJACのオンライン特別教育を受講した外国人材は延べ約3000人に及ぶ。そのうち半数以上は技能実習生だという。特別教育により技能実習生の能力を高めることで特定技能への移行を促し、外国人材のさらなる定着・活躍につなげる。(2026.2.17(火)建通新聞)

建設業の収益性、全指標改善 技術者の付加価値は過去最高 24年度建設業経営分析

建設業情報管理センター(CIIC)がまとめた「建設業の経営分析」(2024年度)で、建設企業の収益性を示す6指標全てが前年度から改善した。特に、粗利を示す売上高総利益率は26・50%で過去最高水準となった。生産性を示す技術職員1人当たりの建設工事付加価値も1882万円

で過去最高となった。

調査対象は4万3099社。CIICに経営状況分析を申請した企業のうち、資本金5億円以上

または負債総額200億円以上の大会社と、兼業事業売上高が総売上高の2割以上の会社を除いた。

収益性に関わる指標のうち総資本経常利益率は4・15%で、前年度比0・57ポイント上昇した。資機材価格や労務費の上昇といったコストアップにより23年度まで3年連続で悪化していたが、24年度は改善に転じた。

全業種で数値が改善し、特に設備の伸び率が高かった。売上高が大きい階層ほど高い傾向も見られた。地域ブロック別では東北を除く全地域が改善した。

収益性を示す指標のうち売上高総利益率は26・50%で0・55ポイント改善し、過去最高となった。業種別では設備の数値が高く、売上高階層別では小さい階層ほど高い傾向が見られた。

生産性を示す指標を見ると、技術職員1人当たりの完成工事高は4642万円で、202万円増加。全ての業種、全ての売上高階層で増加し、地域ブロック別では関東を除くブロックで増加した。

同様に生産性を示す技術職員1人当たり建設工事付加価値は1882万円で42万円アップし、過去最高だった。建設工事付加価値率は48・51%で0・34%と小幅の上昇ながら過去最高を更新した。

企業経営の活動性を示す総資本回転率は1・36回で横ばいだった。業種別では土木建築と土木を除く全ての業種で改善した。

支払い能力を示す流動性指標では、当座比率が426・44%で3・22ポイント改善し、前年度の悪化から改善に転じた。業種別では、職別を除く業種で数値が改善した。

長期的な財務の健全性を示す自己資本比率は41・67%となり、1・56%改善した。13年連続の改善となり、過去最高を更新した。全ての業種、売上高階層、地域ブロックで改善した。

健全性を示す指標では、借入金依存度と純支払利息比率が過去最低、自己資本対固定資産比率が過去最高となるなど、全6指標のうち3指標で改善した。(2026.2.17(火)建通新聞)

労務単価、初の2.5万円超 全国全職種平均4.5%上昇

国土交通省は2月17日、3月から適用する公共工事設計労務単価を発表した。全国・全職種平均の単価は前年度比4・5%増の2万5834円(伸び率は単純平均、金額は加重平均)となり、14年連続の上昇で初めて2万5000円を超えた。「労

務費の基準」を規定する改正建設業法の全面施行により、公共・民間を問わず全ての工事での水準の労務費を確保する必要がある。

労務単価は公共工事の積算のために毎年設定するものだが、労務費の基準の構成要素に位置付けられたことで、その役割は一段と重くなった。民間工事や、元請け・下請け間、上位下請け・下位下請け間の取り引きにおいても労務単価水準の労務費の確保が求められる。改正法の施行に伴って一部の職種で公表した「労務費の基準値」や、建設キャリアアップシステム(CCUS)レベル別年収についても新単価に基づき、順次改定する。

単価の算出方法を大きく見直した13年度からは14年連続の上昇となった。見直し前の12年度の単価と比べると94・1%増となり、ほぼ倍増となる。

今回の伸び率4・5%は、直近3年間で見ると小幅だった。単価設定のベースとなる市場の実勢価格の伸びが弱まったことが影響した。ただし、コロナ禍後の5年間平均の伸び率である4・2%は上回る水準だった。

労働者の多い主要12職種は前年度比4・2%増の2万4095円だった。伸び率は交通誘導警備員Bが6・7%で最も高かった。伸び率が最低だったのは軽作業員と運転手(一般)の2・9%。

新単価は3月1日以降に契約する国交省・農林水産省の直轄工事に適用する。改正法に基づき、上昇した労務単価相当分が技能者に賃金として適正に支払われれば、公共事業労務費調査を経て来年度の労務単価がさらにアップする。こうした労務費と賃金の好循環を実現できるかが今後の課題となる。

労務単価と合わせて、「雇用に伴う必要経費」も参考として示した。事業主が支払う必要経費に相当するもので、これまでは労務単価の41%としていたが、建設業界から見直しを求める声が上がっていたことを踏まえ、実態調査に基づき今回から48%に改めた。これにより、全国全職種平均の必要経費は前年度の1万0189円から1万2400円に引き上げられた。

必要経費は▽法定福利費の事業主負担分▽労務管理費等▽現場作業にかかる経費(安全管理費等)一で構成。今回の見直しに当たっては、特に労務管理費(CCUS関連含む)の増大が影響したという。これらの経費は今も積算に組み込まれているため予定価格が増額されるわけではない

が、参考として明記することで下請けから元請けに請求しやすくする。(2026.2.17(火)建通新聞)

建設業の目指す方向議論 産業構造、働き方「踏み込む」

国土交通省は2月18日、今後の建設業政策の在り方に関する勉強会を開き、締めくくりを見据えた議論を開始した。楠田幹人不動産・建設経済局長は開会に当たって「処遇の改善だけでなく、従来からの産業構造や契約慣行、働き方といった課題にも踏み込んだ対応を検討することが不可欠だ」と発言。「信頼される建設生産システムの合理化」を念頭に、建設企業の経営や人的資源マネジメントを巡って交わされたこれまでの議論を踏まえ、とりまとめに向けた骨子を提示した。

楠田局長は、「今後の建設産業が目指すべき方向性についてまとめるべく議論いただきたい」と述べ、委員に意見を求めた。3次にわたって整備されてきた担い手3法をはじめ、これまで国交省は担い手確保や処遇改善に力点を置いて施策を講じてきたことを説明。一方で、労働力人口のさらなる減少や災害の頻発化・激甚化、人工知能(AI)の急速な発展と普及といった新たな社会経済情勢の変化にも対応する必要があると指摘。「建設業もしっかり対応しなければ、明るい未来が開けないのではないか」と述べた。

勉強会は全7回を予定しており、6回目に当たる今回、議論のとりまとめを見据えた骨子を提示した。勉強会のテーマに据えた▽これからの建設業に求められる企業の在り方▽建設業を支える人的資源のマネジメントの在り方▽今日的な企業評価の在り方一を巡る議論を踏まえ、建設業の目指すべき将来像を示す。

これまでの議論では、技術者制度が建設企業の採用・人事異動に及ぼす影響の検証や、技術者・技能者の雇用をはじめ「人」の要素に着目した経営事項審査を求める意見が出た。特に地域建設業については、企業間連携を通じた経営の安定化などが議論された。

中小零細企業が大多数を占め、繁閑差を背景に重層下請けが形成される産業構造そのものの見直しも議論のテーブルに載った。技能者については直接雇用の推進や月給化に加え、現在は禁止されている派遣の活用なども話し合われた。

勉強会は「2027建設業政策の原点」と銘打っており、3月にもまとめる勉強会の成果を基に、

中長期の政策の方向性についてさらに検討を深める。

18日の勉強会では、建設業と同じく担い手確保・生産性向上が課題となっている介護と林業分野での取り組み事例についてもヒアリングした。(2026.2.19(木)建通新聞)

政府／建築物LCCO₂、28年度に評価促進制度開始／統一ルール検討へ

政府は17日、建築物のライフ・サイクル・カーボン(LCCO₂)を削減する取り組みや、ロードマップを示した有識者検討会の中間取りまとめを「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」に報告した。2028年度をめどに建築物のLCCO₂の評価を促進する制度を始めることを盛り込んだ。

「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」の中間取りまとめが報告された。それによると、LCCO₂の評価、削減を進めつつ、設計・材料調達・施工の変革を促すことなどを制度の目的に挙げた。災害の特性、建築物・建築業界の特徴を踏まえて制度設計し、社会的コストが過大にならないよう配慮するよう求めた。簡易な算定方法を用意し裾野を拡大するなど、段階的に評価制度の取り組みを進めるとした。

設計と施工の実情を踏まえ、統一的なLCCO₂の算定ルールを国が検討し、資材製造から施工、使用、解体までの排出量を基本とするよう指摘した。算定ルールをシンプルにしつつ、設計者の削減努力を反映した算定が行えるようにする必要もあるとした。LCCO₂の削減努力の評価は、設計・調達・施工による工夫を評価する定性的基準の検討も望ましいとした。(2026.2.19(木)建設工業新聞)

労政審安衛分科会／改正安衛法政省令案了承／作業場所管理事業者の連絡調整義務化

労働政策審議会(労政審、厚生労働相の諮問機関)の安全衛生分科会は25日、個人事業者などの労働災害防止の取り組みを強化する改正労働安全衛生法を踏まえた関係政省令の改正案を了承した。危険な機械の定期自主検査の対象を個人事業者に拡大したり、混在作業のある場所の管理事業者に連絡調整の義務を課したりすることの詳

細を定めてある。連絡調整の義務を巡ってはガイドラインや通達で内容を明確にしていく。

関係政省令は3月の公布、施行は2027年4月1日。構造規格または安全装置を備えていない機械などの使用を禁止する対象や、危険有害作業の特別教育の受講者、危険有害業務の教育の受講者を個人事業者などに拡大することになる。

作業場所を管理する事業者が講じる労働災害防止の措置として、混在作業のある場所の事業者には連絡調整などの措置を義務化することになっており、関係政省令は詳細を定めている。

混在作業のある場所の事業者の連絡調整は、「作業場所管理事業者」が担う。安全衛生分科会は、同事業者の要件について前回の会合から議論してきた。厚労省は連絡調整の義務が生じる要件として、就業制限業務や危険有害業務に関する作業と、「周囲で作業を行う作業従事者に危害をおよぼすおそれがある業務」とすることを政省令案に盛り込んでいた。

25日の会合では、作業主任者の選任が必要な作業に関する業務、作業指揮者を定める必要がある作業に関する業務、貨物自動車によって荷を搬入・搬出する業務、定期的に行う自主検査とその結果を踏まえた補修などの業務を対象とする「対応案」を提示した。作業指揮者を定める必要がある作業に関する業務と、定期的に行う自主検査とその結果を踏まえた補修などの業務の内容は通達で今後明示することを説明し了承を得た。

会合では、作業場所管理事業者と、建設工事の統括管理を担う元請企業の関係などについて活発な議論があった。厚労省の担当者は、製造工場内の一角で行われる建設工事の場合、製造業と建設業の混在作業になるとした上で、製造と建設の搬入経路が重なる場合などは、製造業者が作業場所管理事業者となり、建設の元請企業は工事エリア内で従来通り統括管理を担うといった例を説明した。改正安衛法第30条に関する罰則については、作業場所管理事業者、労働者との請負関係、周囲に危害をおよぼす作業についての要件が一つでも欠けた場合、罰則の適用にならないことも説明。

作業場所管理事業者を含めて関係政省令の施行に当たっては、ガイドラインやQ&A形式の資料などで内容を分かりやすく周知していく方針も明らかにした。(2026.2.26(木)建設工業新聞)